

## 「空家等対策計画」の概要

## (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

⇒空家等に関する政策課題を明らかにした上で、空家等対策の対象地区、対象とする空家等の種類や今後の空家等に関する対策の取り組み方針について記載。

## 【本市における取り組み方針】

## ○現状分析から把握される課題への対応

- ・統計資料等を用いた現状分析の結果、本市における空家等に関する課題を以下のように整理した。これらを取り組みの柱とし、必要な施策について検討を行う。

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| ・空き家への総合的な対策の推進 | ・空き家に起因する問題の予防 |
| ・空き家の適正な管理の推進   | ・空き家の有効活用      |
| ・問題のある空き家への対応   |                |

⇒具体的な施策や、重点的に取り組むべき事項・重点地区などの検討にあたっては、(3)に示す調査の結果や、本市の施策実施状況等に基づき、取り組みの方向性を設定する。

## ○富山市らしさを活かした空き家対策の推進

- ・「まちなか居住の推進」など、本市で推進している「コンパクトなまちづくり」との整合を図りながら、本市の特徴を踏まえた空き家対策の取り組みを推進する。
- ・行政と民間（弁護士等の専門職や建設業者、及びその他の事業者や NPO 法人等）との連携による、空き家の適正な管理や利活用を推進する。
- ・空き家の管理や利活用に関する住民（町内会等を含む）と様々な主体との連携を促進する。

## ○国や県の動きと連携した空き家対策の推進

- ・空き家の適正な管理や利活用の推進、特定空家等への対処等について、国や県の進める取り組み、基本指針等を踏まえた施策を検討し、適宜方向修正を行いながら本市における空き家対策の取り組みを推進する。
- ・空き家対策に関する国や県の支援策・補助事業等を有効に活用し、取り組みを推進する。

## 【本市計画の対象地域】

- ・本市計画の対象地域は、「本市全域」とする。

## (2) 計画期間

⇒既存の計画で定めている期間や、住宅・土地に関する調査の実施年等と整合を取りつつ設定。

## 【本市計画の計画期間】

- ・本市では、計画期間を平成 29 年度～平成 38 年度の 10 年間とし、必要に応じて検証を行う。また、平成 34 年度に再検証を行うことを予定している。

### (3) 空家等の調査に関する事項

⇒計画策定に際して実施される、空家等の調査に関する事項を記載。

#### 【本市計画策定のために実施する調査】

- ・本市では、本市における空き家の現状について把握するため、昨年度に「空家基礎調査」を実施した。本調査では、空き家と思われる家屋の所在地、及び該当する家屋の状態について外観からの把握や周囲の住民（町内会）への聞き取りによる調査を行った。
- ・今年度には、市内に存在する空き家の現状や、今後の利活用に対する意向などについて把握するため、「空家基礎調査」により把握された空き家と見られる住宅の所有者への郵送により、「所有者意向調査」を実施する。

|      | 空家基礎調査                                                                                   | 所有者意向調査                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 実施年度 | 平成 27 年度                                                                                 | 平成 28 年度                                                             |
| 調査対象 | 空き家であると見られる家屋<br>(調査の結果、5,763 件を把握)                                                      | 空家基礎調査で把握された、<br>空き家と見られる住宅の所有者<br>(約 4,800 人)                       |
| 調査方法 | 調査員による目視（外観）、<br>及び周辺住民（町内会）からの<br>聞き取り                                                  | 郵送によるアンケート調査                                                         |
| 調査項目 | ・ 空き家と見られる家屋の把握<br>・ 家屋の状態（不朽・破損等）<br>・ 家屋の管理状況（空き家となっている期間、郵便受けや電気・ガスメータ等の状態、ゴミや雑草の状態等） | ・ 家屋の基本情報<br>・ 家屋の利用状況<br>・ 家屋の維持・管理状況<br>・ 今後の利用意向<br>・ 家屋についての困りごと |

- ・以下、（４）～（９）の項目については、統計資料から把握される本市の現状と課題、及び「空家基礎調査」、「所有者意向調査」より把握される空家の管理状況や所有者の空き家の管理に対する意識、今後の利用意向等に基づき、現状における施策の実施状況なども踏まえ、今後実施すべき施策、及び重点的に取り組むべき事項について検討する。

#### （４）所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

- ⇒「空家の適切な管理は、一義的には所有者等の責任において行われるべき」ということを明示するとともに、所有者等に適切な管理を促すための施策について記載。
- ⇒施策の例として、相談体制の整備、空家の利用希望者と所有者のマッチング、空家所有者の意識涵養・理解促進の取り組みなどを記載。

#### （５）空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

- ⇒空家バンク等の情報提供システム、地域の活動拠点としての活用など、具体的な方針や手段について記載。

#### （６）特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対応に関する事項

- ⇒「特定空家等」を判断する際の基本的な考え、及び「特定空家等」に対してどのような措置を講ずるのかについての方針等を記載。

#### （７）住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

- ⇒住民等からの相談に対応するための庁内体制や窓口の連絡先等を記載。

#### （８）空家等に関する対策の実施体制に関する事項

- ⇒空家等がもたらす様々な問題に関し、住民等から「どこに相談すればよいか」ということがわかりやすいよう、庁内の組織体制、連絡窓口等を記載（協議会の設置、外部の関係団体等と連携などの内容を含む）。

#### （９）その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

- ⇒（１）から（８）までに掲げる事項以外に、空家等の実情に応じて必要となる支援措置や、空家等対策の効果を検証し、その結果を踏まえて計画を見直す旨の方針等について記載。